漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、青森県漁業調整規則(令和2年青森県規則第59号。以下「規則」という。)第4条第1項第17号に掲げる底建網漁業につき、規則第11条第1項各号に掲げる制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間等を次のように定める。

令和7年2月21日

青森県知事 宮下 宗一郎

## 1 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	許可又は起業の	推進機関の	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可を	備考
	認可をすべき	馬力数				申請すべき期間	
	漁業者の数						
ひらめ底建網漁業	20 人	定めなし	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区	5月10日から	むつ市脇野沢に住所を有	令和7年2月21日から	1 許可の有効期間は、令和7年5月10日から令和7年
			域	7月31日まで	する者	令和7年4月14日まで	7月31日までとする。
			基点1 むつ市脇野沢貝崎突端				2 次に掲げる内容の条件を付けることがある。
			基点2 むつ市脇野沢と下北郡佐井村との境に設置した標柱				(1)蛍光塗料または蛍光性プラスチックフィルムで許可
			点ア 基点 1 から真方位 245 度 30 分 4,000 メートルの点				番号および漁業者名を明記した 40 センチメートル四方
			点イ 点アから真方位 265 度 500 メートルの点				以上の標識を身網に連接して水面上 1.5 メートル以上
			点ウ 点エから真方位 265 度 500 メートルの点				の高さに掲げ、レーダーで反射し、視認できるようにし
			点エ 基点 2 から真方位 260 度 5,400 メートルの点				なければならない
							(2) 設置できる漁具の統数は、1ヶ統以内とする
							(3)漁具の規模は、身網の周囲 110 メートル以内、身網
							の高さ8メートル以内および手網の長さ 100 メートル
							以内とする
							(4)夜間および濃霧等視界不良時は、網揚げ作業をして
							はならない
							(5)全長 35 センチメートル未満のヒラメおよび全長 20
							センチメートル未満のマコガレイは、再放流しなければ
							ならない